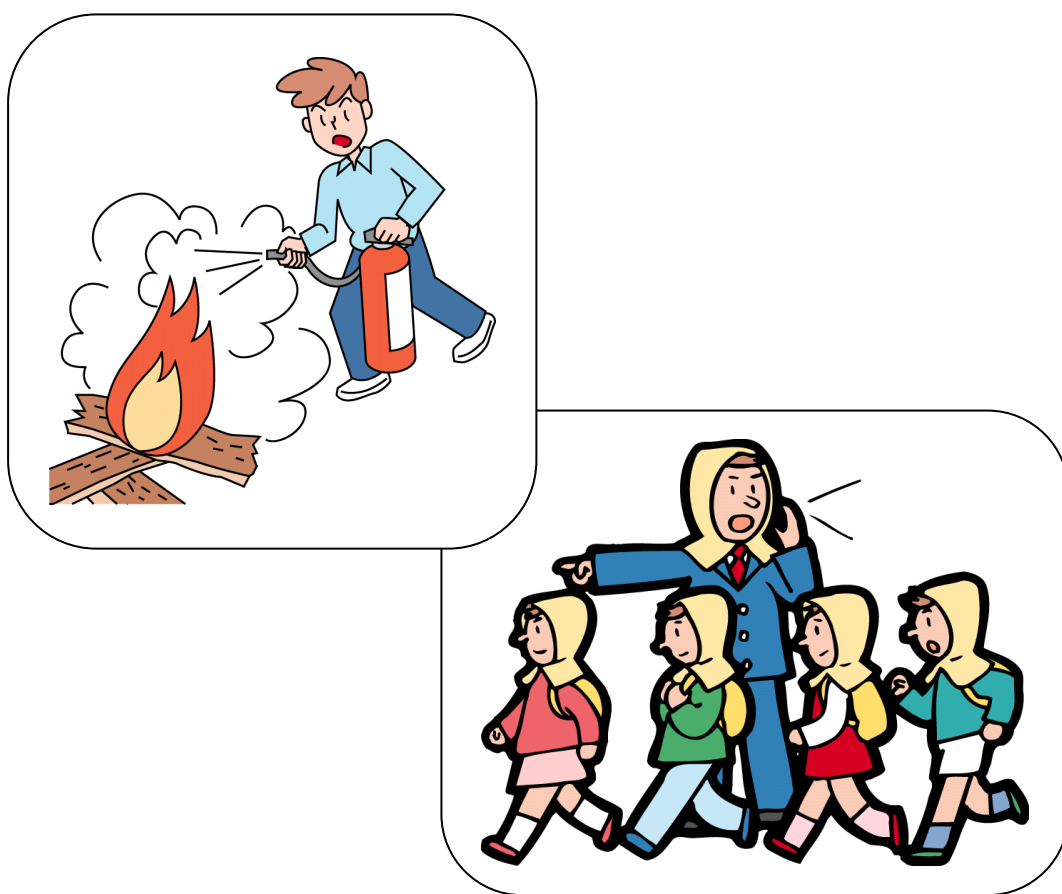


自主防災組織の手引き

～ 結成編 ～



平成28年9月

御代田町 総務課

はじめに

自然災害はいつ起こるかわかりません。

自分の身を自分の努力で守る「自助」、地域の人たちで助け合うことの「共助」は、災害による被害を少なくするためには不可欠な取り組みといえます。

災害発生時には、何よりも地域の皆さまの協力が必要です。地域の皆さまで協力して、災害時にすばやく行動できる体制をつくっていきましょう。

平成 28 年 9 月

御代田町総務課

— 目 次 —

1	自主防災組織とは	1
2	自主防災組織の必要性	1
3	自主防災組織の構成	4
4	自主防災組織の運営	6
5	自主防災組織の結成の参考資料	8
	1) 自主防災会規約（例）	8
	2) 自主防災組織結成届出書	12

1. 自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する地域の防災コミュニティです。

「自主防災組織」とは、地域の人たちが互いに協力・連携して、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づき、災害から地域を守るために活動する組織のことをいいます。

日常の活動として、防災知識の普及や啓発、防災訓練、防災安全点検、防災資機材の備蓄や点検といった活動に取り組みます。

災害が起こったときは、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出や救護、情報の収集や伝達、給食や給水活動などを行います。

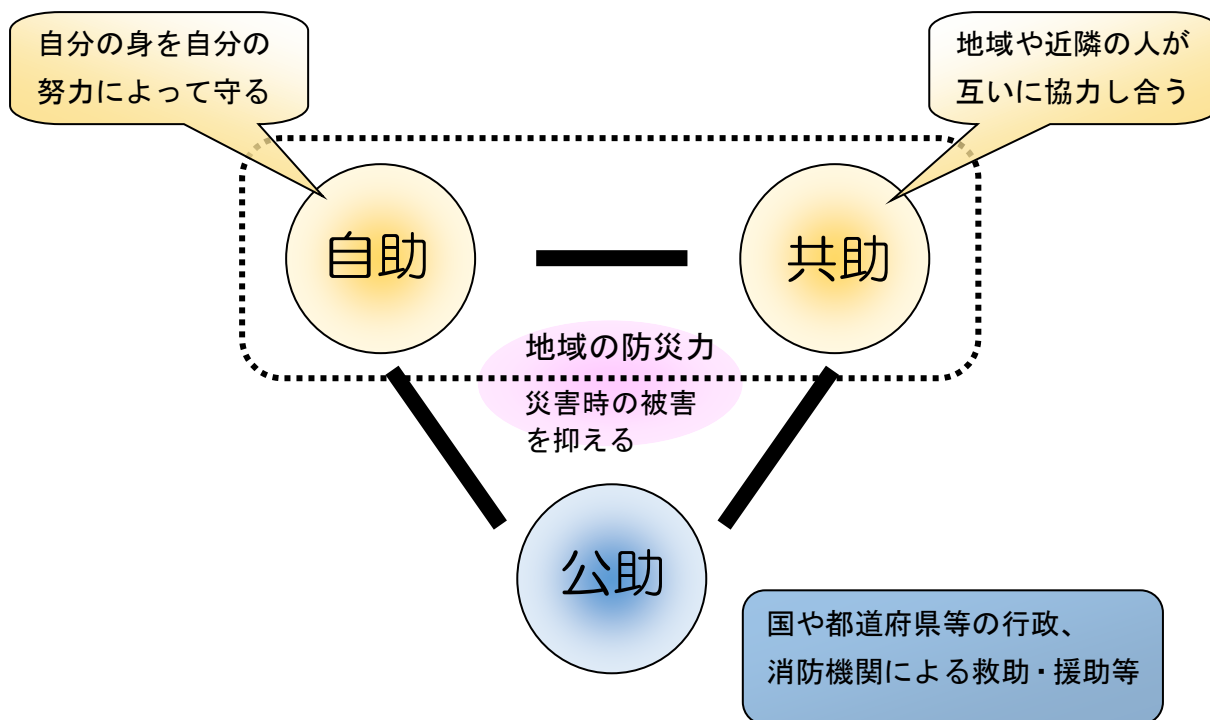
地域の特性をよく理解している自主防災組織だからこそ、地域の実情に合った救助活動を行うことができるのです。

2. 自主防災組織の必要性

ひとたび町内全域に被害が生じるような大規模な災害が発生した時には、被害の拡大を防ぐため、町や消防は全力をあげて対応しますが、それら公的機関の対応（公助）だけでは限界があります。

また、道路の寸断や水道・電気・ガスの停止などにより、活動能力が制限されてしまい、早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合や、行政自身も被害を受けていることが考えられるため、住民一人ひとりが、自分の身を自分の努力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして、「自助」「共助」「公助」の連携により、住民、地域、行政が、それぞれの立場に応じた対策を講じることで、被害の軽減を図ることができます。

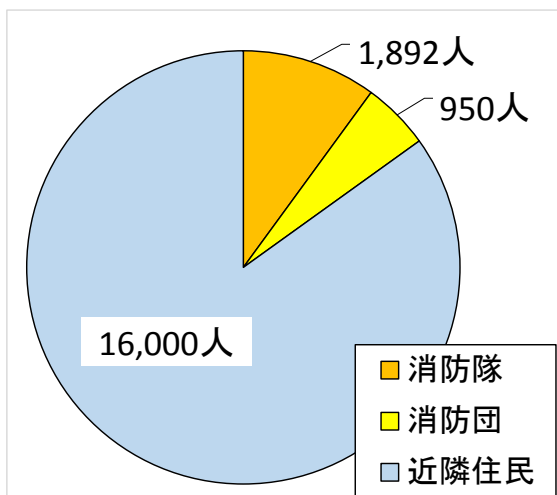


阪神・淡路大震災では、隣近所の協力による救助活動や初期消火によって多くの命が救われ、延焼を防いだという事例が多数報告され、地域における自主的な防災活動の大切さが改めて認識されています。

【共助の事例】…… 阪神・淡路大震災での地域住民による救助活動の状況

神戸市では倒壊した住宅等の下敷きになった人は約 35,000 人、地震発生直後には、58 箇所と同時に火災が発生しました。このような状況下での近隣住民によって救出されたという報告があります。

- 消防隊による救助者
…… 1,892 人
- 消防団による救助者
…… 950 人
- 近隣住民による救出者
…… 16,000 人



【阪神・淡路大震災-
神戸市の記録 1995 年 神戸市】ほか

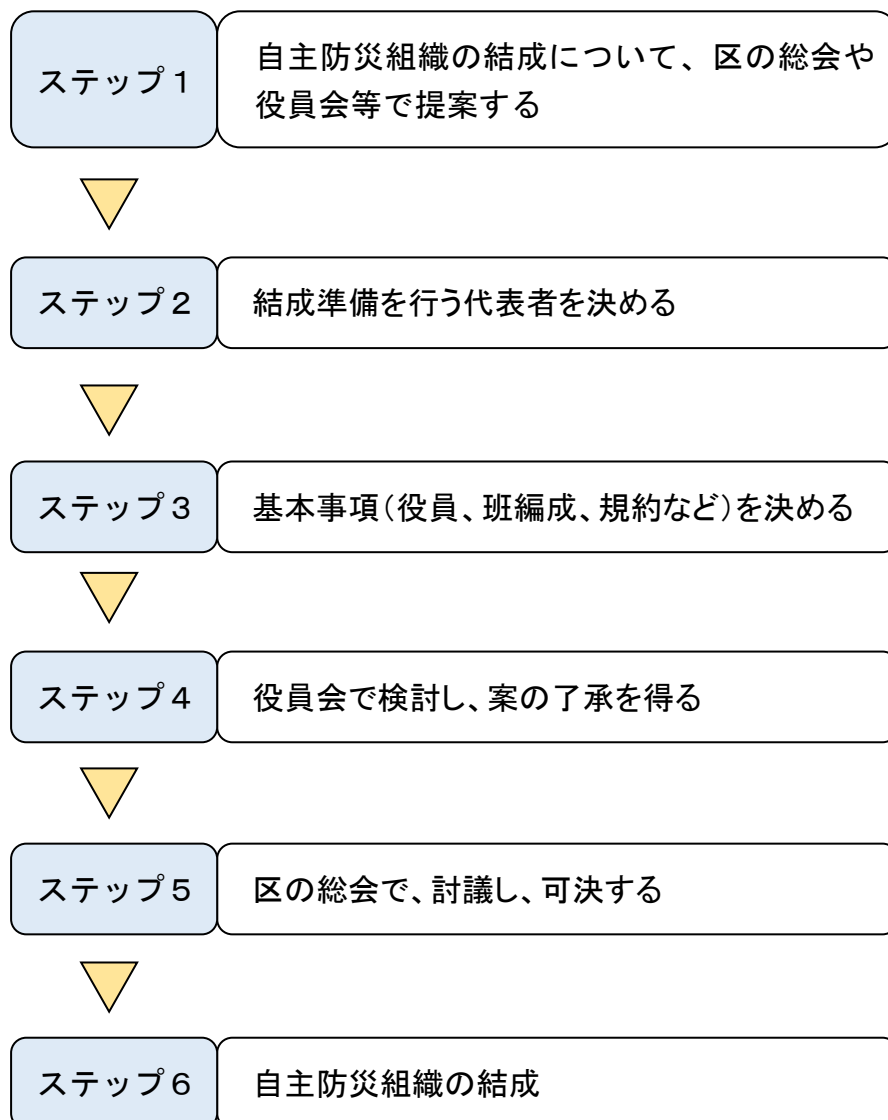
毎日顔を合わせている近所の人たちが集まって互いに協力することで、被害を最小限に抑えることができます。

～～ 地域防災力の向上に向け、自主防災組織を結成しましょう ～～

前述のように一番はじめに救出・救護活動が行え、多くの人の命を救うことができるのは、地域の皆さんです。しかし、皆さん一人ひとりが防災意識を持ち、家庭内の防災対策などを日頃から行っていたとしても、それぞれがばらばらに活動したのでは効果的とはいえません。このようなとき、住民の皆さんが隣近所で声をかけ合い、団結して組織的に活動することが必要になります。

地域住民が連帯し、協力しあって、その実情に応じた自主的な防災組織を結成し、日頃から万一の場合に備えておくことが重要です。

【自主防災組織結成までの手順例】

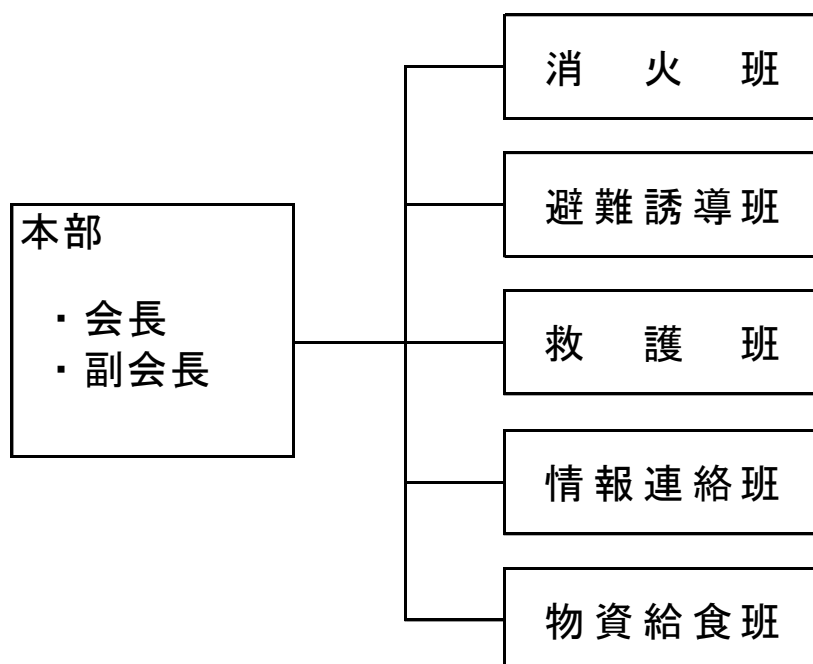


3. 自主防災組織の構成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる代表者（会長等）をおき、そのもとに副会長、そして自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。その際には、男性の意見だけでなく、女性の意見を反映できる組織づくりを考慮しましょう。編成にあたっては、活動上の役割別に班を編成し、その班ごとに班長を定めます。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させていくとよいでしょう。

【組織の基本的な編成例】



【各班の活動例】

班	日常の活動	非常時の活動
本部 ・会長 ・副会長等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間防災計画の策定 ・町や消防等との連携確保 ・区民の防災意識の高揚活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の招集 ・各班の活動の統制
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発 ・火気器具、危険物の保管、プロパンガスボンベの転倒防止の呼び掛け ・消火用水の確保、消火器等の点検の呼び掛け ・初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の呼び掛け ・初期消火活動の実施 ・消防機関への協力
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所や避難場所への経路の確認 ・危険箇所の確認 ・避難誘導訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達 ・避難誘導を行うとともに避難場所での秩序の維持
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・区内のお年寄りや乳幼児等の把握 ・救急医薬品や資機材を備える ・救出救護訓練の実施（応急手当法などの習得） 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の把握 ・救出活動を行い、救急処置を行う ・負傷者を救護所等に搬送
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の正しい知識の普及 ・研修会などの開催 ・区民の防災意識の高揚活動 ・情報収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関から発表される災害情報を区民に広報 ・区内の被害状況などを把握し町や消防機関に緊急連絡
物資給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧飲料水等の備蓄を呼び掛ける ・必要な資機材の確保と点検 ・炊き出し訓練、給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ炊き出しを行う ・食糧など緊急物資の調達、配分



POINT！ リーダーの選出

- ◎ リーダーとなる人の条件としては、次のようなことが考えられます。
- ① 防災問題に関心が高く、かつ経験も豊富である。
 - ② 行動力がある。
 - ③ 地域において、人望が厚い。
 - ④ 自己中心的でなく、地域住民全体のために物事を考える。
 - ⑤ 意見を取りまとめ、少数意見を尊重できる。
 - ⑥ 男女共同参画の視点がある。

など



4. 自主防災組織の運営

① 規約

自主防災組織の運営を円滑に行うためには、組織の目的、活動内容、役割分担などを規約として定め、明確にしておくことが重要です。

規約には、自主防災組織の運営に係わる事項を、できるだけ明確に記載することが望めます。また、規約を作成するにあたっては、構成員が話し合いながら作成するとお互いの理解が深まります。「だれもが納得できる規約を設けて明確にしておくこと」が、その後の組織の活性化につながります。



POINT！ 規約の作成

◎ 規約を作成する上で必要となる事項としては、次のようなことが考えられます。

- ① なぜ (設置の目的、趣旨、理由)
- ② だれが (組織、役員、担当)
- ③ なにを (任務、会議、事業、管理)
- ④ いつ (時期、任期)
- ⑤ どこで (場所)
- ⑥ どうする (計画 → 分担 … 訓練、消火、救助、避難、点検等)

② 運営

自主防災組織の運営は、規約に従って行われます。規約は運営の基本的ルールを示したものであり、これだけでは、いざ活動を行うといっても、どのように組織運営すべきか、戸惑う方もいるかもしれません。また、形だけの訓練を行っても、いざというときに実践できるかと不安を抱く方もいるかもしれません。

自主防災組織はあくまで住民の皆さんによる自発的な組織であり、「ここまでやらなければいけない」といった義務によるものではありませんし、行政からの押し付けでもありません。区に生活する人たちの創意工夫により維持発展していくことが期待される組織です。

自主防災組織による活動を充実するためには、『自主防災組織防災計画』を作成し、平常時や災害時の活動を定め、計画的に活動を行い、改善し、継続していくことが重要です。



POINT！ 活動を充実するために

- ◎ 活動を充実するためには、次の4つの段階を繰り返すことが重要です。
- ① 目標設定・計画立案・・・活動目標の設定や訓練等の計画
 - ② 実施・・・・・・・・・・・・訓練の実施や活動事例の収集
 - ③ 点検・評価・・・・・・・・・・訓練等の実施後における課題点の整理
 - ④ 改善・・・・・・・・・・・・活動目標の見直しなど、今後の活動に向けた改善

③他組織との連携

自主防災組織は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」と自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織等と活動上の情報交換を行い、災害発生時の協力体制を確立しておくことも重要なことです。

大きな災害であればあるほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝え、助け合う必要があります。

また、平常時においても、他の組織の取り組みなどを学ぶことで、組織運営上の課題や活動上の問題などを解決できるかもしれません。

代表的な連携例

- ・ 近隣の他自主防災組織
- ・ 消防団（地区を担当する消防団）
- ・ 事業所（スーパー、重機を持っている業者、ドラッグストア等）
- ・ 他の団体等（地区の社会福祉施設など）

最後に ……

『地域の特性に合った自主防災組織』をつくりましょう。

自主防災組織は結成したけれど、実際に災害が起きたときに活動できないようでは、役に立ちません。会社に勤めている人が多くいる地域で、平日の日中に災害が発生した場合には、防災活動の主力が年配の方や主婦となることもあります。一方、農業や自営業のように事業主が日中も在宅することの多い地域では、男性の防災活動も期待できます。

また、夜間の災害であれば、日中家にいない人でも、サブリーダーとなることにより活躍を期待することができます。

区を構成する人たちの組み合わせや災害の発生時間及び危険箇所（がけ、ブロック塀、石垣、自動販売機など）の実態を考慮し、それぞれの地域に合った自主防災組織の体制を作ることが必要です。

5. 自主防災組織の結成の参考資料

〇〇区自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という。）による被害の防止、および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及事業
- (2) 地震などに対する予防事業
- (3) 地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

（組織）

第6条 本会の防災組織の編成と役割は、別紙1のとおりとする。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 班 長 若干名
- (4) 事務局 若干名
- (5) 監 事 2名

・ 役員の選出にあたっては、『区役員が兼務する』など、区の実情に合わせて選任ください。

2 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 班長は、会長の指示に基づく職務を行うとともに、担当班の役割遂行のための指揮をとる。
- (4) 事務局は、本会運営全般に係る事務を行う。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、〇〇区定期総会と同時に開催する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

3 役員会は、会長が招集し必要な事項を協議する。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業及び活動を行い、地震などによる被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震などの発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

↑ 区会計内で行うことも考えられます。
(〇〇区一般会計の防災対策費)

(監査) ← 経費を区会計で賄えば不要。

第12条 監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(会計年度) ← 経費を区会計で賄えば不要。

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

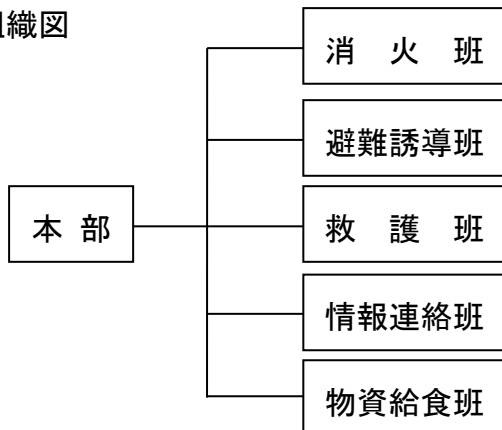
(附則)

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

第3条の隣保協同の精神とは、『隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力と心を合せて助け合う』ことです。したがって、自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力する組織であり、隣保協同の精神に基づく活動をする事になります。

別紙 1

1. 組織図



2. 各班の役割

班	日常の活動	非常時の活動
本部	<ul style="list-style-type: none"> ・年間防災計画の策定 ・町や消防等との連携確保 ・区民の防災意識の高揚活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の招集 ・各班の活動の統制
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発 ・火気器具、危険物の保管、プロパンガスボンベの転倒防止の呼び掛け ・消火用水の確保、消火器等の点検の呼び掛け ・初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の呼び掛け ・初期消火活動の実施 ・消防機関への協力
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所や避難場所への経路の確認 ・危険箇所の確認 ・避難誘導訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達 ・避難誘導を行うとともに避難場所での秩序の維持
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・区内のお年寄りや乳幼児等の把握 ・救急医薬品や資機材を備える ・救出救護訓練の実施（応急手当法などの習得） 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の把握 ・救出活動を行い、救急処置を行う ・負傷者を救護所等に搬送
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の正しい知識の普及 ・研修会などの開催 ・区民の防災意識の高揚活動 ・情報収集、伝達訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関から発表される災害情報を区民に広報 ・区内の被害状況などを把握し町や消防機関に緊急連絡
物資給食班	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧飲料水等の備蓄を呼び掛ける ・必要な資機材の確保と点検 ・炊き出し訓練、給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ炊き出しを行う ・食糧など緊急物資の調達、配分

自主防災組織結成届出書

平成 年 月 日

(宛先) 御代田町長

自主防災組織名
代表者(会長)氏名

(印)

新たに自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届け出ます。

自主防災組織の名称		
結成年月日	年	月 日
代表者(会長)の 氏名・住所	ふりがな	
	氏名	
	住所	
連絡先(自宅)	()	
連絡先(自宅以外) <右記に○>	() 勤務先・携帯電話・その他()	
通知書類の送付先 (代表者宅以外の送付先を 希望される場合にご記入 ください。)		
その他		

添付書類

- 1 規約
- 2 役員名簿
- 3 任務分担表及び組織図

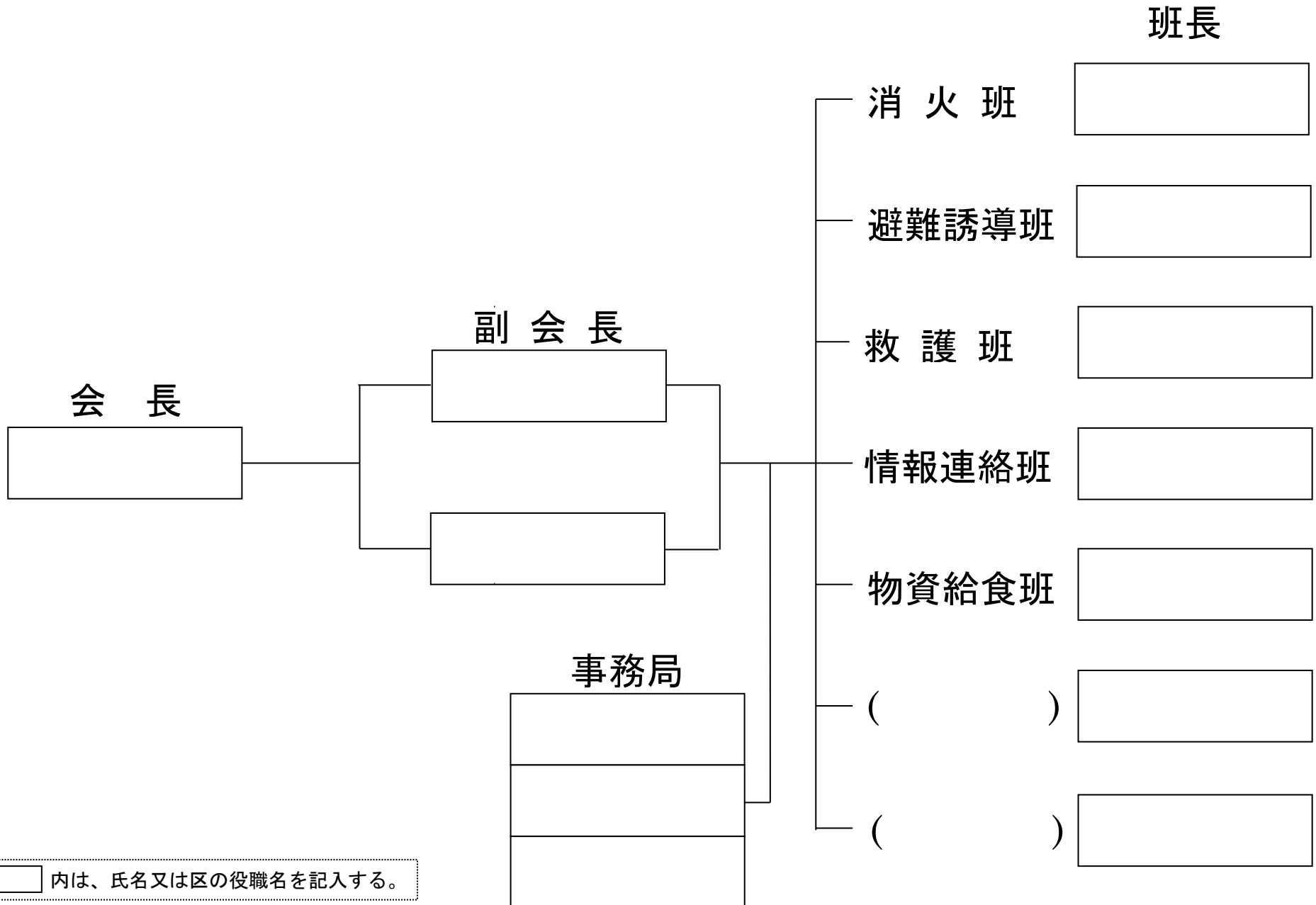
班 員 名 簿

(組織の名称)

)

	班	氏名	住所	電話番号	備 考 (区役職名等)
消 火 班	班 長				
	副班長				
	副班長				
	班 員				
	班 員				
	班 員				
避 難 誘 導 班	班 長				
	副班長				
	副班長				
	班 員				
	班 員				
	班 員				
救 護 班	班 長				
	副班長				
	副班長				
	班 員				
	班 員				
	班 員				
情 報 連 絡 班	班 長				
	副班長				
	副班長				
	班 員				
	班 員				
	班 員				
物 資 給 食 班	班 長				
	副班長				
	副班長				
	班 員				
	班 員				
	班 員				

自主防災会組織図



※ 内は、氏名又は区の役職名を記入する。